

令和2年5月20日

消費者志向経営の推進に関する有識者検討会について

1. 開催趣旨

消費者庁は、持続可能な社会の実現に向けて消費者、事業者、行政等の関係者が共に連携・協働していく手法として、消費者志向経営（愛称：サステナブル経営）の推進に取り組んでおり、平成28年4月から、事業者団体、消費者団体、行政機関で構成する「消費者志向経営推進組織（プラットフォーム。以下「推進組織」という。）」を設置し、事業者に自主宣言やフォローアップ活動を呼びかけ、消費者志向経営の普及を行っている。

活動に関する基本的な考え方は、「消費者志向経営の取組促進に関する検討会」報告書（平成28年4月）を基本としているものの、今後は、消費者志向経営の取組が、事業者としての社会的責任を果たしていると多様な関係者から評価され、円滑な資金調達等につながるよう、消費者志向経営が社会の基本認識となるべく更なる取組が求められている。

令和2年度においては、令和3年度に実施予定の消費者志向経営の推進の在り方の見直しを見据え、事業者の優れた取組事例の収集や、消費者志向経営の評価指標の開発を行うなど、消費者志向経営の更なる普及に向けた推進策を検討する予定である。

そこで、「消費者志向経営優良事例表彰」の実施に当たって、応募事業者の公正・中立な評価を行い、社会・事業者からの要望に応え、ひいては消費者志向経営をより推進するという観点から、ESG 投融资等の要素を入れ込んだ客観的評価軸案等を検討するため、消費者庁において、「消費者志向経営の推進に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）」を開催し、令和3年2月頃を目途に結論を得る。なお、推進組織には、オブザーバーとして参加していただく予定である。

2. 主な検討事項

- (1) 客観的評価軸の作成
- (2) スコアリング基準の策定 等

3. スケジュール

令和2年5月に第1回を消費者庁において開催する。以後、1～2か月に1回程度で開催し、令和3年2月頃を目途に結論を得る。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁参事官（調査・物価等担当）において処理する。

5. 備考

議事要旨及び検討会における配布資料は、原則として、各回の会議終了後、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。